

令和8年度

込山国有林外森林整備事業（造林）

# 閱 覧 図 書

## 添付書類

- 1 契約書（案）  
事業内訳書  
作業仕様書  
作業位置図
- 2 契約情報の公表
- 3 入札者注意書

岡山森林管理署

## 森林整備事業請負契約書（案）

- 1 事業名 込山国有林外森林整備事業(造林)
- 2 事業場所 別紙図面のとおり
- 3 事業量 別紙可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和9年2月10日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙可分事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也  
[注]( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	アルミ製	3本	岡山森林管理署	契約締結の日
植栽器具	鉄製	1本	岡山森林管理署	契約締結の日
植栽器具	木柄型	2本	岡山森林管理署	契約締結の日

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 下刈折損の損害賠償については、別紙1のとおりとする。
- (3) 契約約款第38条第1項は、別紙可分事業内訳書の作業毎に適用するものとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて本契約書及び令和8年3月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 岡山県津山市小田中228-1  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
岡山森林管理署長 山 崎 準 印

請負者 住 所  
氏 名  
印

(注) 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに

当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

# 可分事業内訳書

込山国有林外森林整備事業(造林)

森林事務所	作業種	事業期間	記番	国有林・林小班	数量	林齢	摘要
新見	下刈	自 令和 8 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 8 月 31 日	701	樋谷山562と	0.45ha	3	全刈
			702	樋谷山562ち	3.19ha	3	全刈
		計				3.64ha	
刑部	下刈	自 令和 8 年 9 月 1 日 至 令和 9 年 2 月 10 日	801	三尾517に	2.18ha	2	全刈
			802	三尾517ほ	1.88ha	2	全刈
			803	赤滝526い	4.44ha	3	全刈
			804	赤滝526ろ	5.62ha	3	全刈
			805	赤滝526は	3.75ha	3	全刈
			806	赤滝526に2	7.35ha	3	全刈
計				25.22ha			
新郷	下刈	自 令和 8 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 8 月 31 日	901	三室583に	2.49ha	4	全刈
			計				2.49ha
神代	地拵	自 令和 8 年 9 月 1 日 至 令和 9 年 2 月 10 日	1102	込山705い1	3.94ha		全刈存置
			1103	込山705い1	1.02ha		筋刈存置
			1104	込山705い2	5.66ha		全刈存置
			計				10.62ha
	植付 (新植)	自 令和 8 年 9 月 1 日 至 令和 9 年 2 月 10 日	1105	込山705い1	5.51ha		ヒノキ 5.51ha 12,122本
			1106	込山705い2	6.95ha		スギ <sup>△</sup> 0.78ha 1,560本 ヒノキ 6.17ha 13,574本
	計				12.46ha	スギ <sup>△</sup> 0.78ha 1,560本 ヒノキ 11.68ha 25,696本	
	下刈	自 令和 8 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 8 月 31 日	1107	水昌山602ろ	1.58ha	2	筋刈
			計				1.58ha
	下刈	自 令和 8 年 9 月 1 日 至 令和 9 年 2 月 10 日	1108	釜谷598む	2.87ha	3	全刈
1109			込山614ろ1	6.19ha	3	全刈	
1110			込山614ろ2	10.04ha	4	全刈	
1111			込山614は	9.92ha	3	全刈	
1112			込山705ろ2	10.93ha	4	全刈	
計				39.95ha			
地 拵 計					10.62ha		
植 付 計					12.46ha		
下 刈 計					72.88ha		
合 計					95.96ha		

## 作業仕様書総則

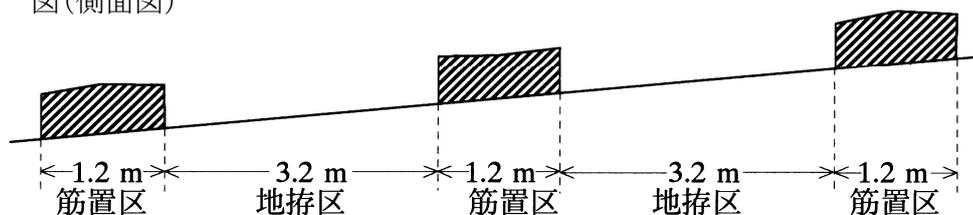
- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

## 地拵仕様書（全刈）

### （地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあつて、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 地拵は等高線に沿って行う。

### （立木の保残）

- 3 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

### （巻枯らしの要領）

- 4 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

### （その他）

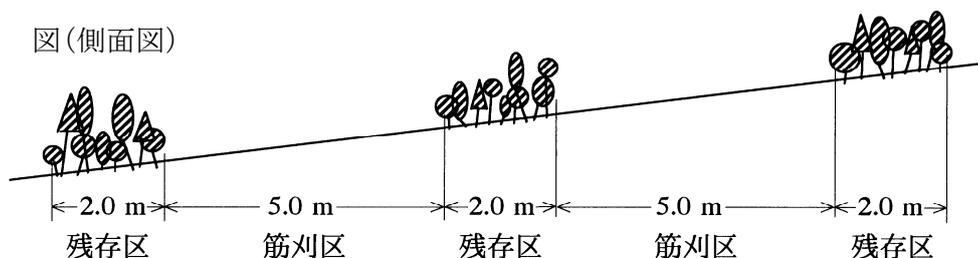
- 5 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

## 地拵仕様書（筋刈）

### （地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

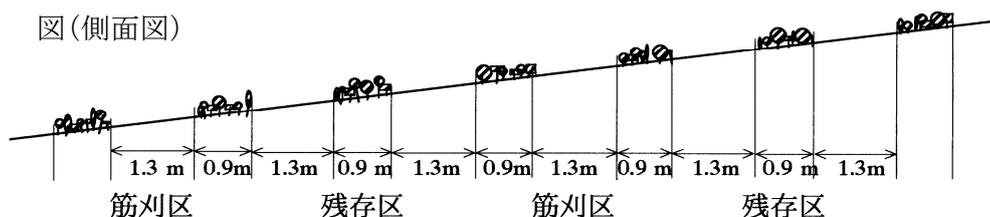
- 1 地床植生（木本類、ササ、雑草、シダ類）の密生している箇所は、原則として下図の要領により筋刈とする。

図（側面図）



- 2 地床植生（ササ、シダ類）の草丈が低く密生している箇所は、原則として下図の要領により筋刈とする。

図（側面図）



- 3 刈払物、末木枝条が多量にあつて、植付に支障となる箇所は、原則として残存筋上に集積する。
- 4 地拵は等高線に沿って行う。

### （立木の保残）

- 5 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

### （巻枯らしの要領）

- 6 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

### （その他）

- 7 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書  
(マルチキャビティコンテナ苗)

**(地拵の確認)**

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

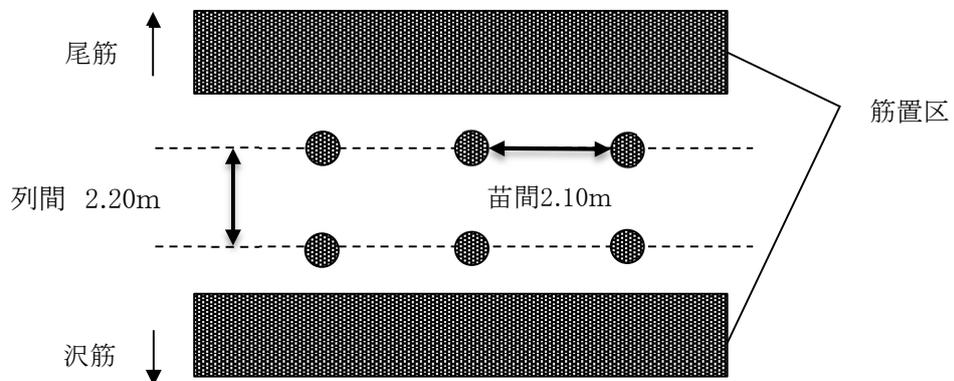
**(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)**

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

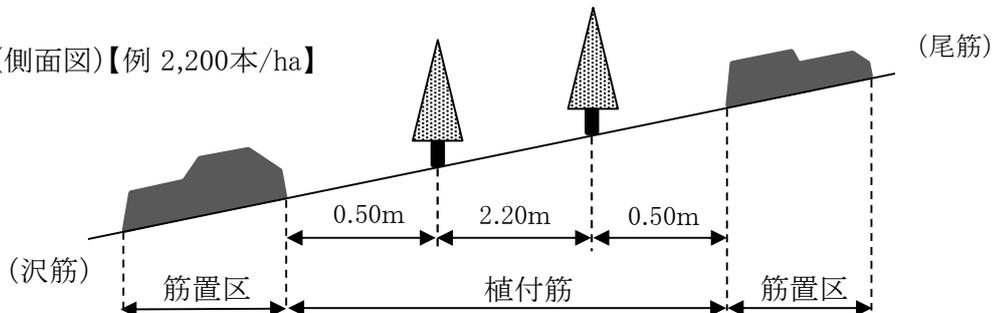
植付樹種	1ha当たりの植付本数(本/ha)
スギ	2,000本
ヒノキ	2,200本

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 無地拵又は全刈存置地拵箇所での植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は「2,000本植区2.25m」「2,200本植区2.15m」とする。
- 5 全刈筋置地拵箇所の植付は、植付筋2列植、列間及び苗間距離は「2,000本植区：列間2.20m・苗間2.30m」「2,200本植区：列間2.20m・苗間2.10m」を原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)【例 2,200本/ha】

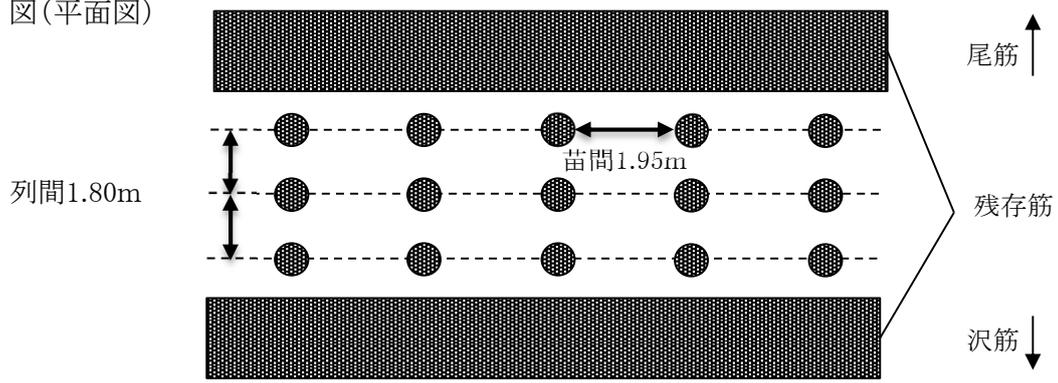


図(側面図)【例 2,200本/ha】

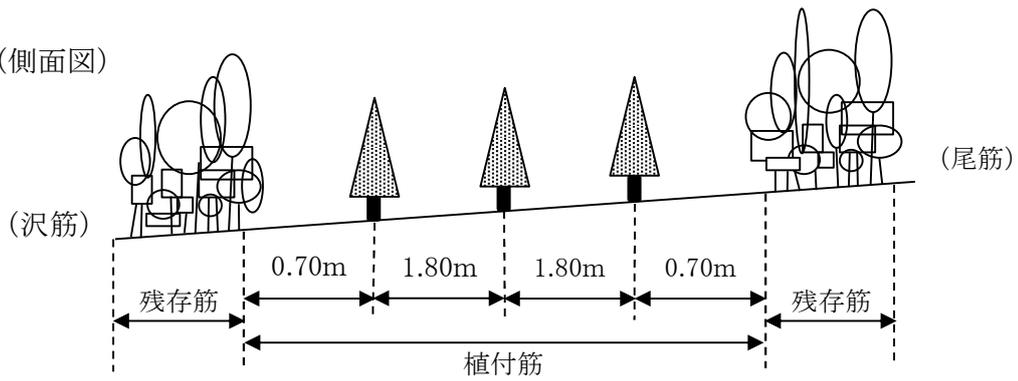


- 6 筋刈地拵箇所(地床植生の密生している箇所)の植付は、植付筋3列植、列間距離1.80m、苗間距離1.95mを原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)

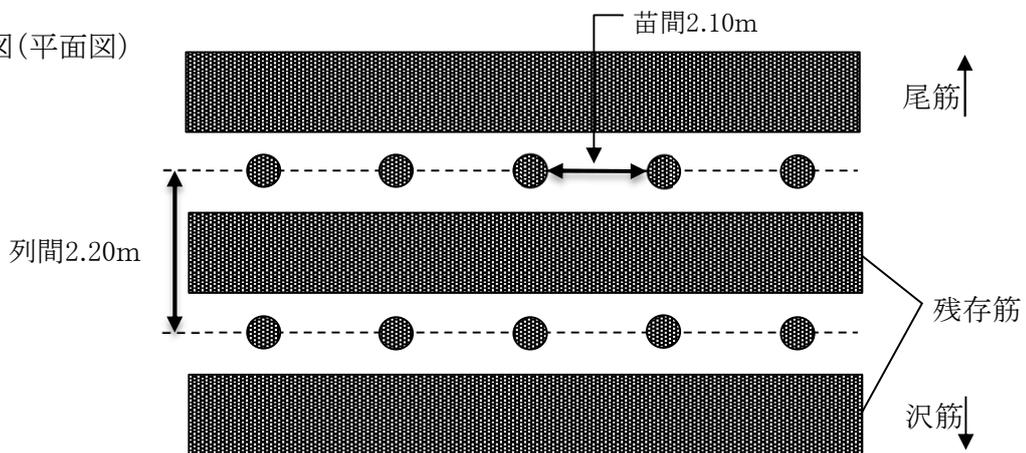


図(側面図)

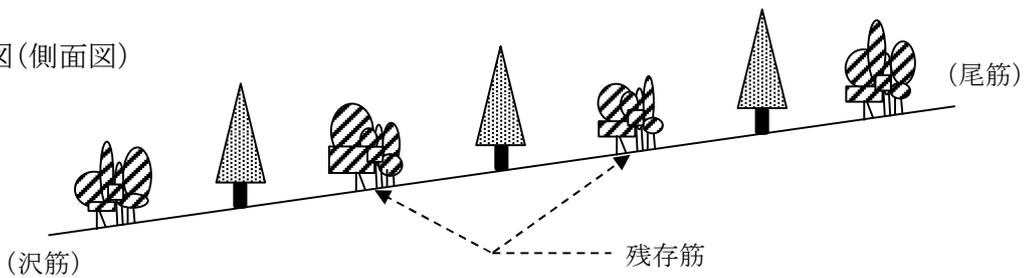


7 筋刈地拵箇所(地床植生の草丈が低く密生している箇所)の植付は、列間距離2.20m、苗間距離2.10mを原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)



図(側面図)



### (苗木の管理)

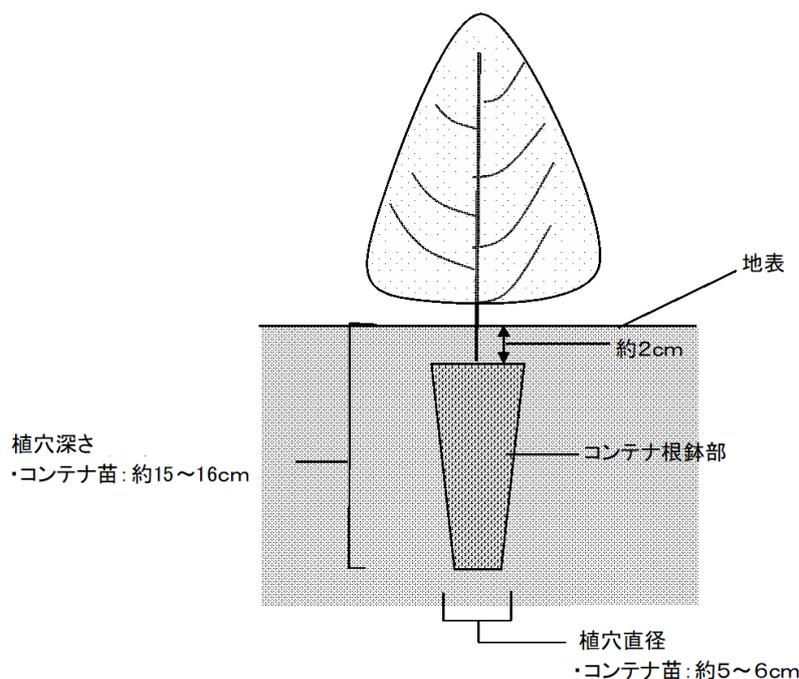
- 8 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。ただし、苗木が蒸れ過ぎないように必要な措置を講ずること。

### (植付要領)

- 9 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 10 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 11 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくる。
- 12 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 13 土の寄せかけは、根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面となるようにするとともに、根鉢と植穴との間に空隙がない状態にすること。
- 14 踏付けは、簡単に抜けることが無いよう、適度に体重をかけて押さえ、苗木を安定させる。（根鉢を潰さないように留意すること。）

### (苗木の管理・取扱)

- 15 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 16 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書  
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗長	根元径	根鉢部	数量
少花粉スギ	35cm上	4.0mm上	150cc	1,560本
少花粉ヒノキ	30cm上	3.5mm上	150cc	25,696本

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。  
また、適潤であること。
- (4) セラミックポット内の土・コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 下刈仕様書（全刈）

### （刈払上の注意等）

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

### （その他）

- 5 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

下刈仕様書  
(筋刈ー隔年交互刈)

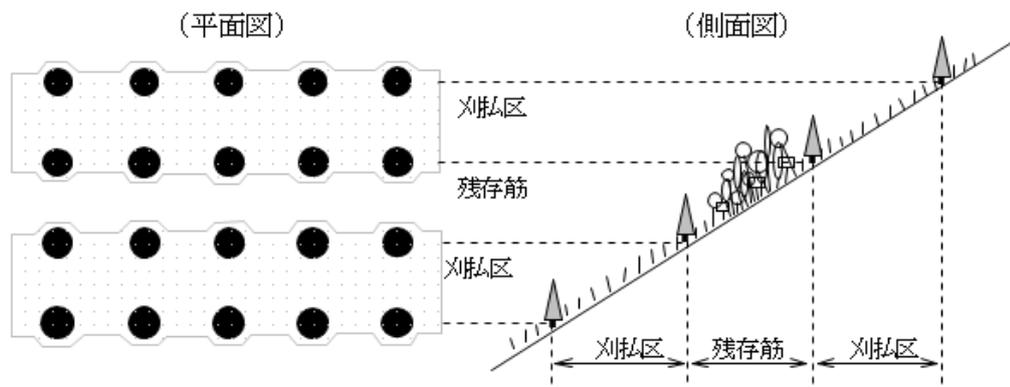
(刈払上の注意等)

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

(筋刈の要領)

- 5 筋刈（隔年交互刈）は下図の要領で行う。

図（標準例）



(注) 次年度は、刈払区→残存筋になり、残存筋→刈払区になる。

(その他)

- 6 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

## 特記仕様書

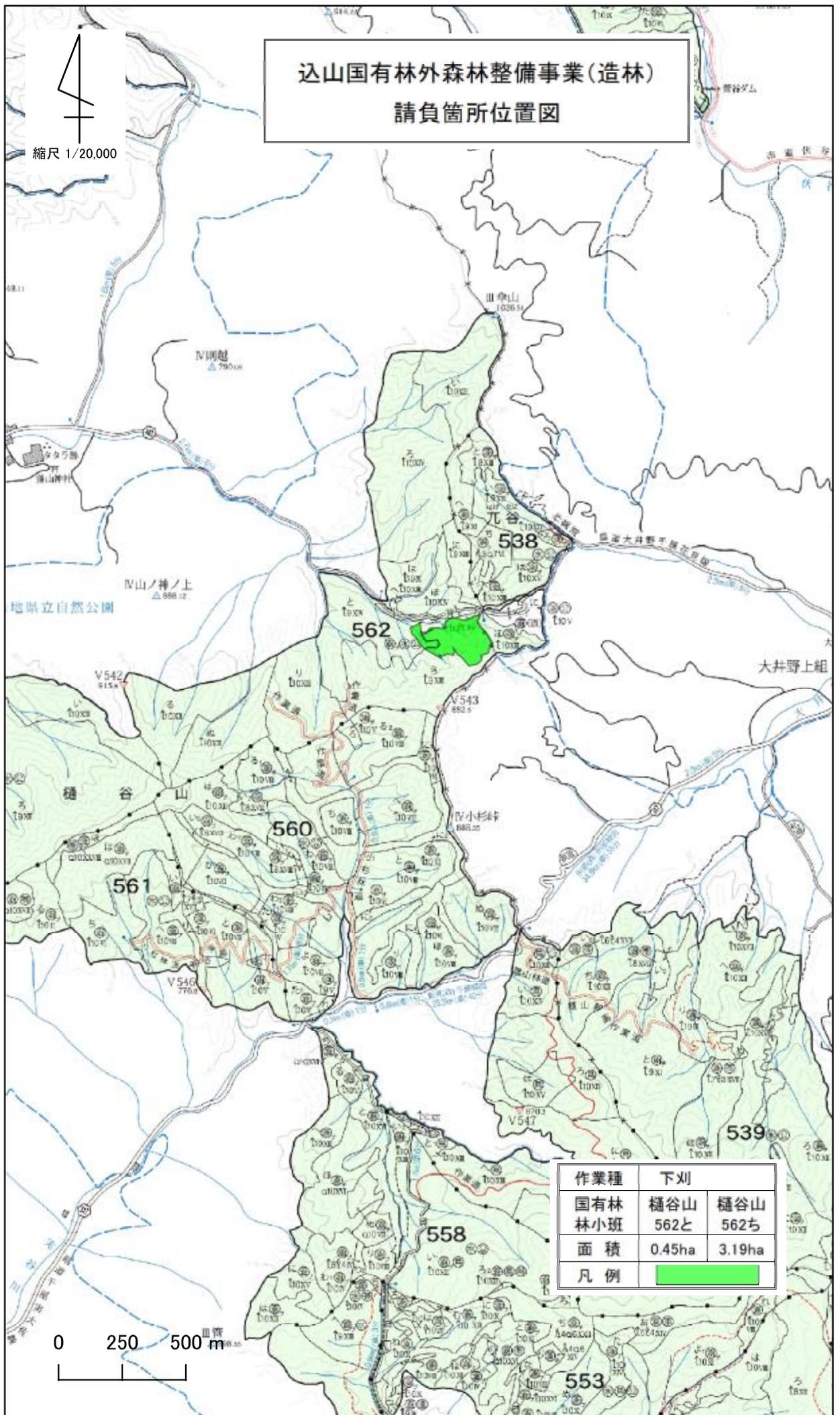
### アフリカ豚熱（ASF）対策

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、岡山県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。
- 3 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

# 込山国有林外森林整備事業(造林)

## 請負箇所位置図

縮尺 1/20,000

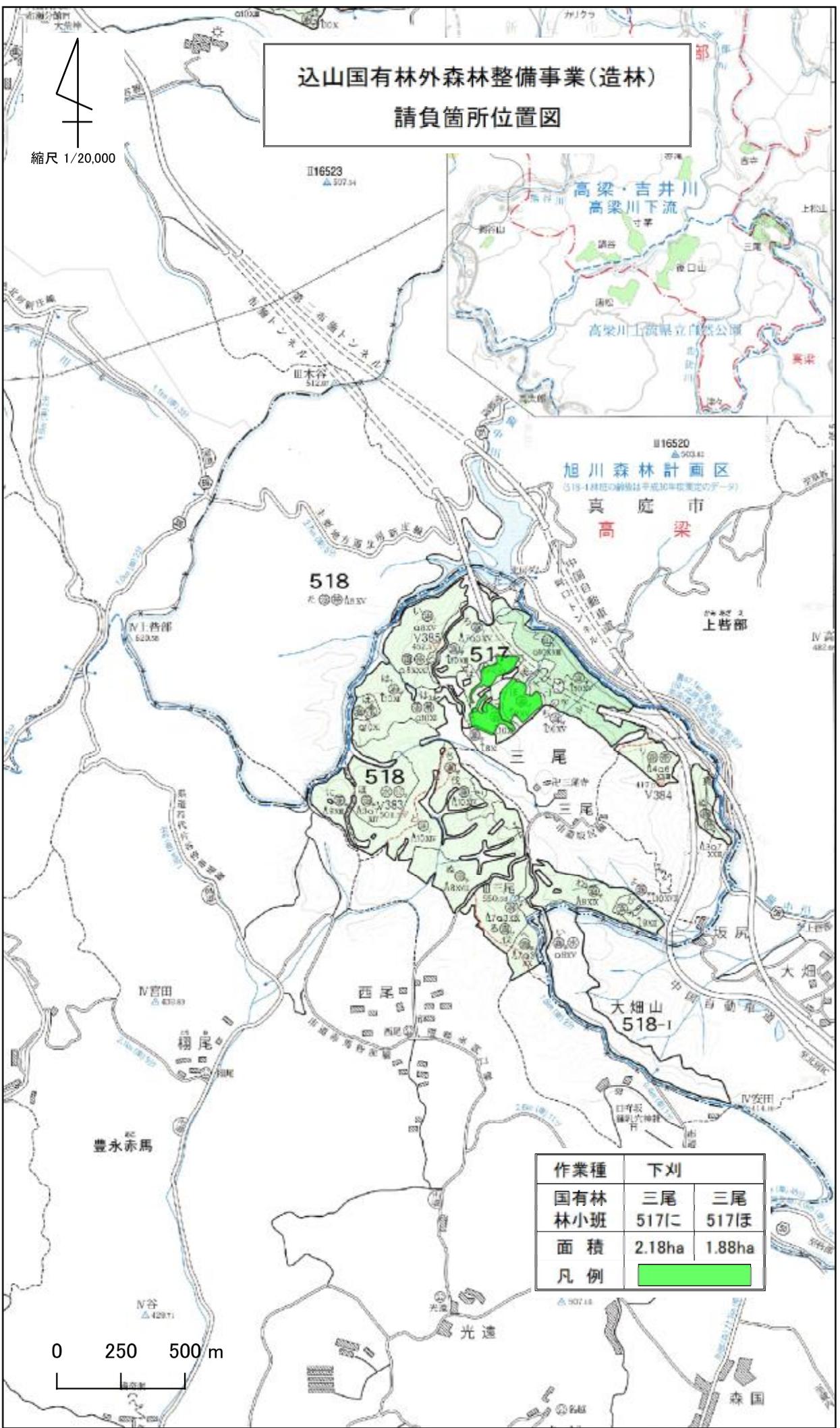


作業種	下刈	
国有林 林小班	樋谷山 562と	樋谷山 562ち
面積	0.45ha	3.19ha
凡例		

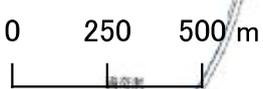
0 250 500 m

込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

縮尺 1/20,000



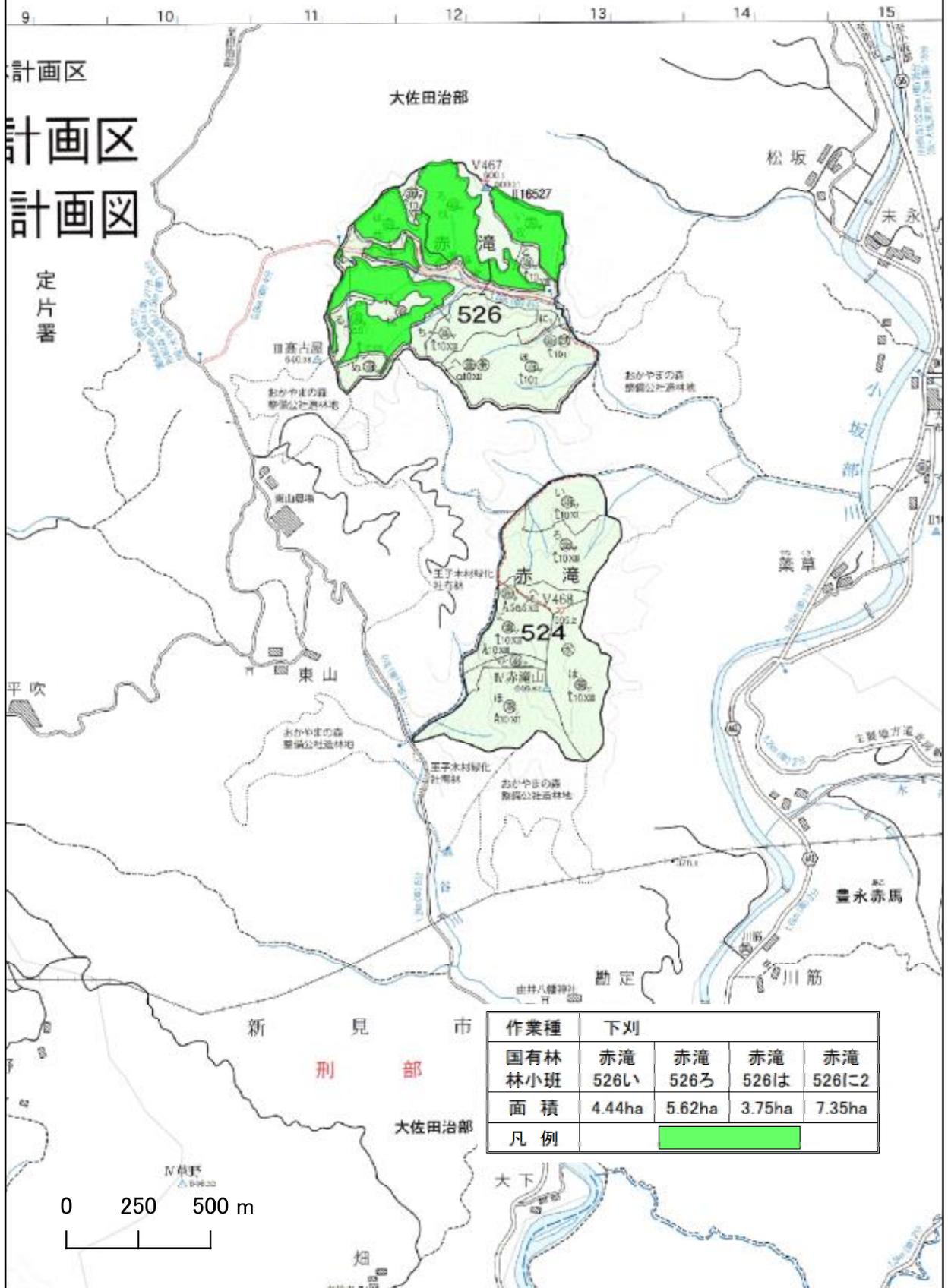
作業種	下刈	
国有林 林小班	三尾 517に	三尾 517ほ
面積	2.18ha	1.88ha
凡例		





縮尺 1/20,000

# 込山国有林外森林整備事業(造林) 請負箇所位置図

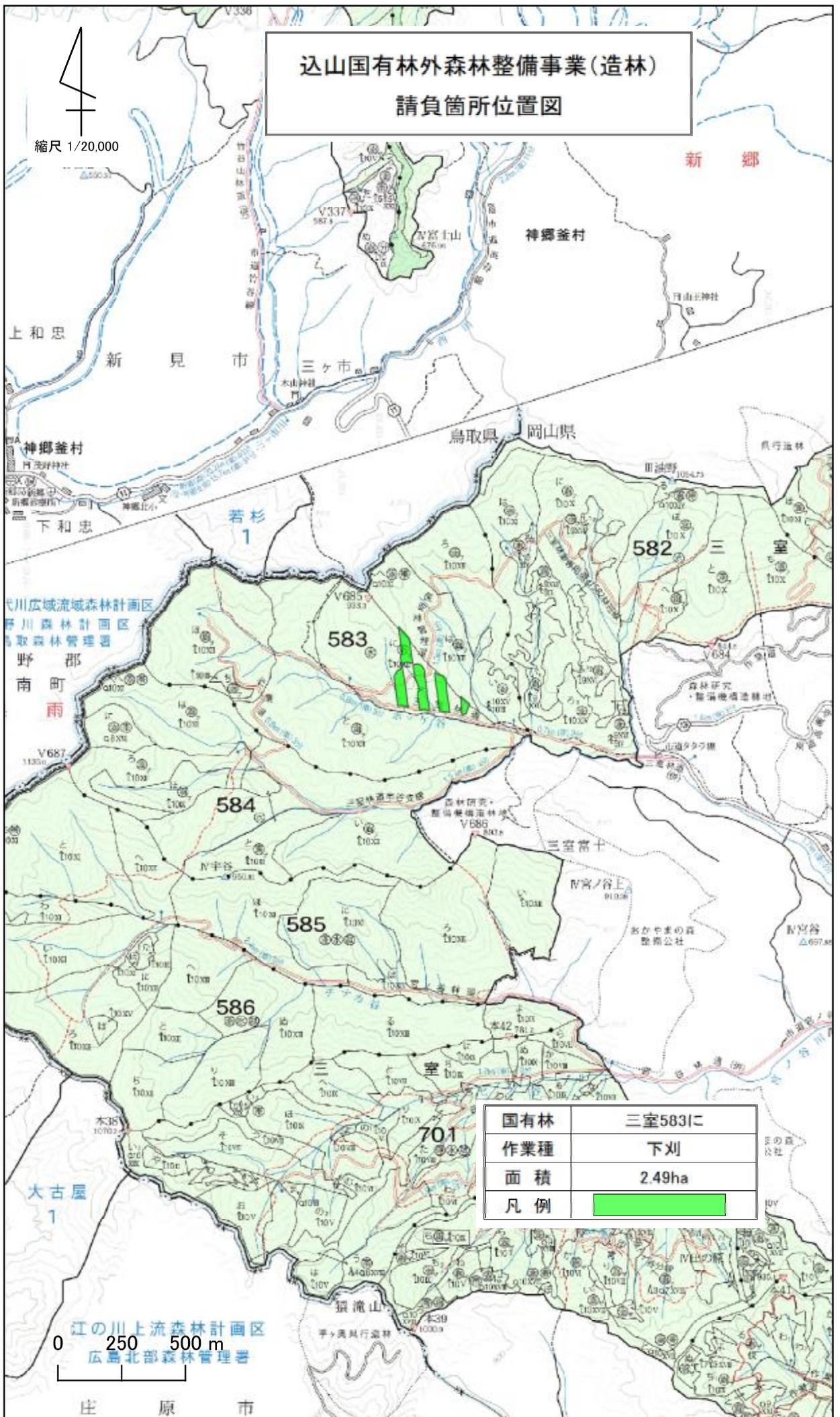


作業種	下刈			
国有林 林小班	赤滝 526い	赤滝 526ろ	赤滝 526は	赤滝 526に2
面積	4.44ha	5.62ha	3.75ha	7.35ha
凡例				

0 250 500 m

込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

縮尺 1/20,000

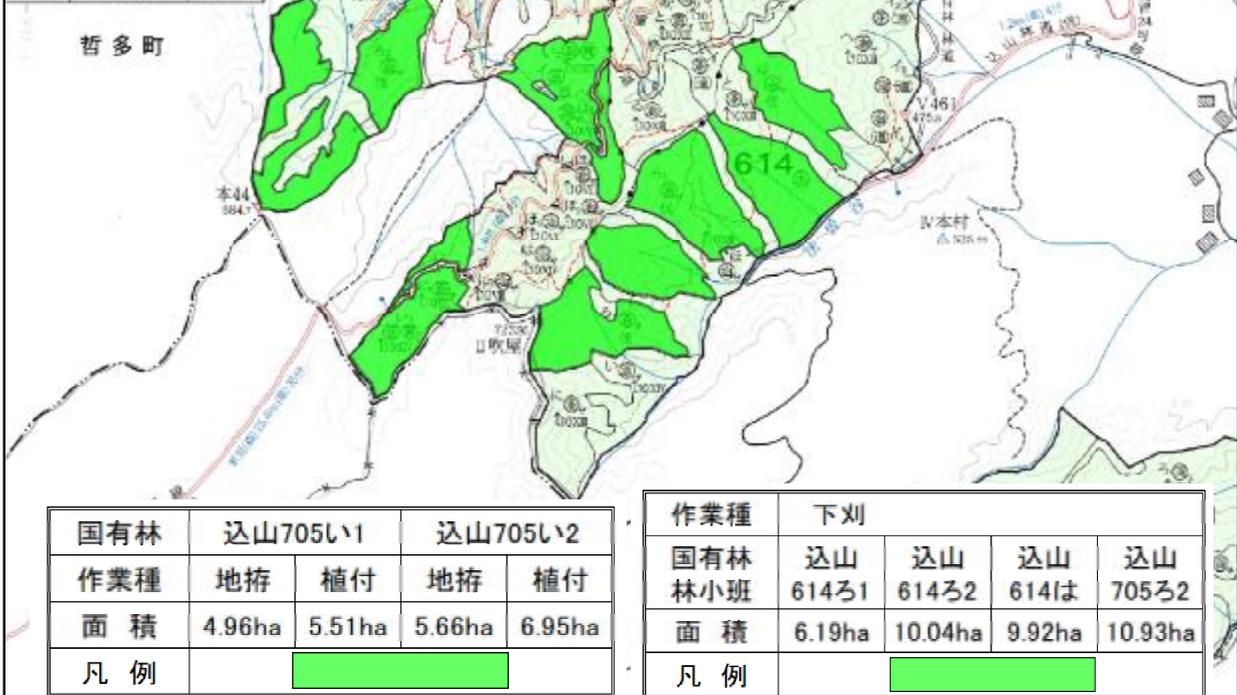


国有林	三室583に
作業種	下刈
面積	2.49ha
凡例	

# 込山国有林外森林整備事業(造林) 請負箇所位置図

天	菜樹林
	玄混交林
	歩合
	天然林
	級
	層林
	山地災害防止タイプ
	水源涵養タイプ
	自然維持タイプ
	森林空間利用タイプ
	快適環境形成タイプ
	附帯地
	貸地
	雑地
称	国有林
称	官行造林地

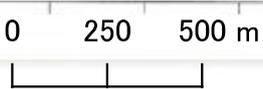
有林名	林班	面積ha
光山	509・510	143.58
	606	9.40
尾下山	608 <small>のこり</small>	60.81
	608 <small>のこり</small>	20.58
下主山	608 <small>のこり</small>	11.69
	609	33.32
神山	610	79.59
	611	16.72
尾崎山	613・614・705	231.38
	615	89.46
	616 <small>い</small>	56.61
	616 <small>へ</small>	14.58
	617	33.04



国有林	込山705い1		込山705い2	
作業種	地拵	植付	地拵	植付
面積	4.96ha	5.51ha	5.66ha	6.95ha
凡例				

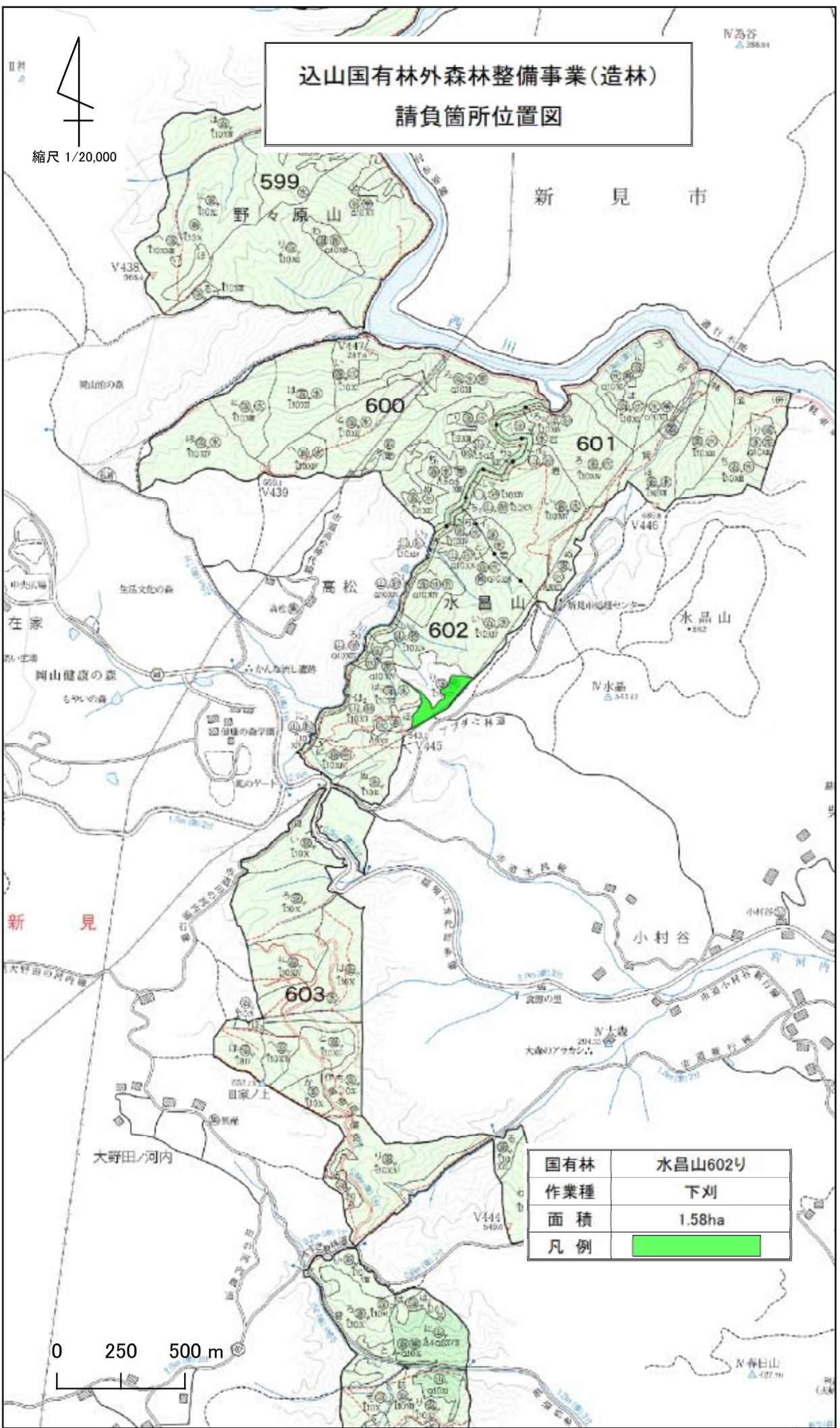
作業種	下列			
国有林	込山	込山	込山	込山
林小班	614ろ1	614ろ2	614は	705ろ2
面積	6.19ha	10.04ha	9.92ha	10.93ha
凡例				

班番号 509・510・606・608-611・613-617・705



# 込山国有林外森林整備事業(造林)

## 請負箇所位置図



縮尺 1/20,000

新見市

高松

新見

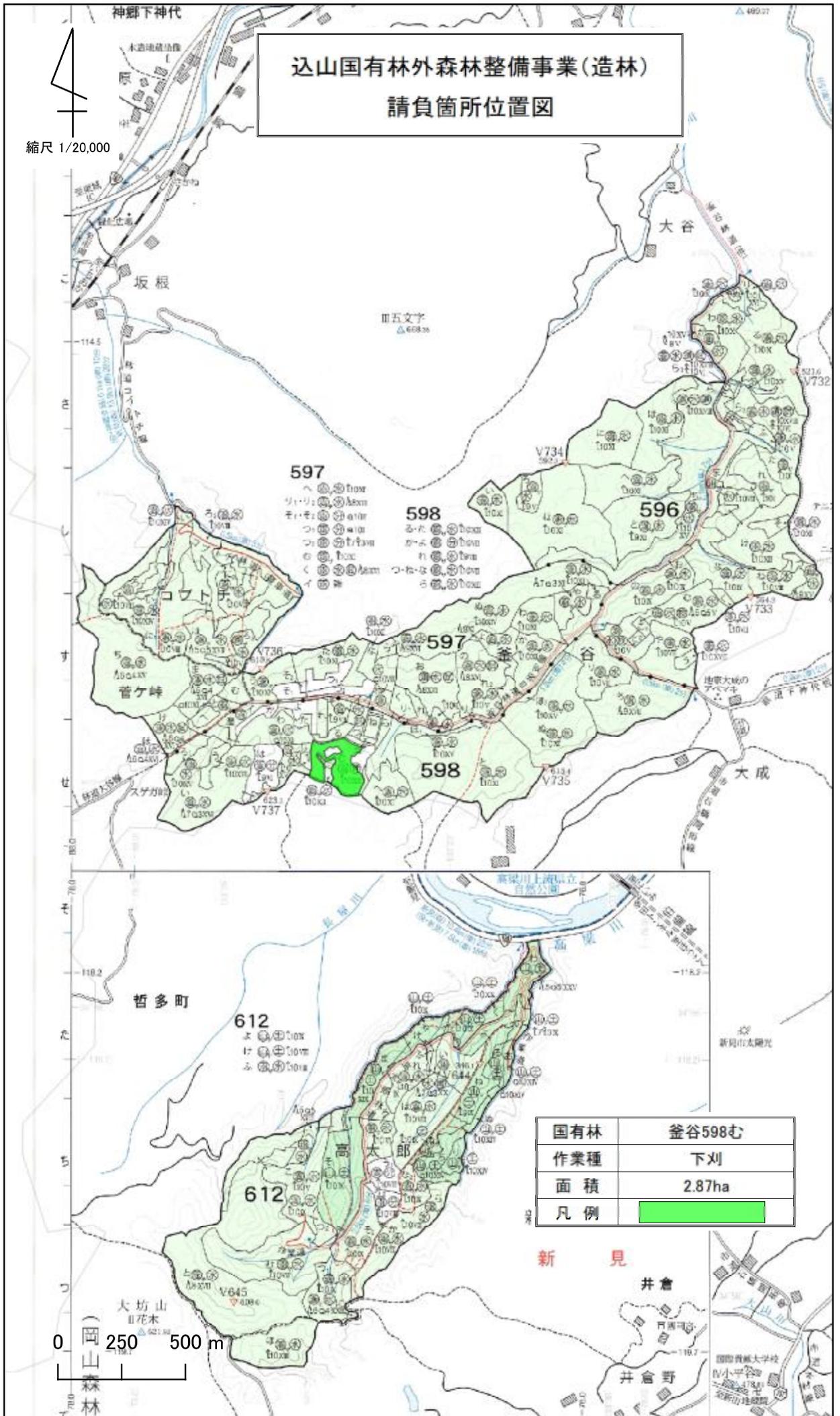
大野田/河内

国有林	水昌山602り
作業種	下刈
面積	1.58ha
凡例	

0 250 500 m

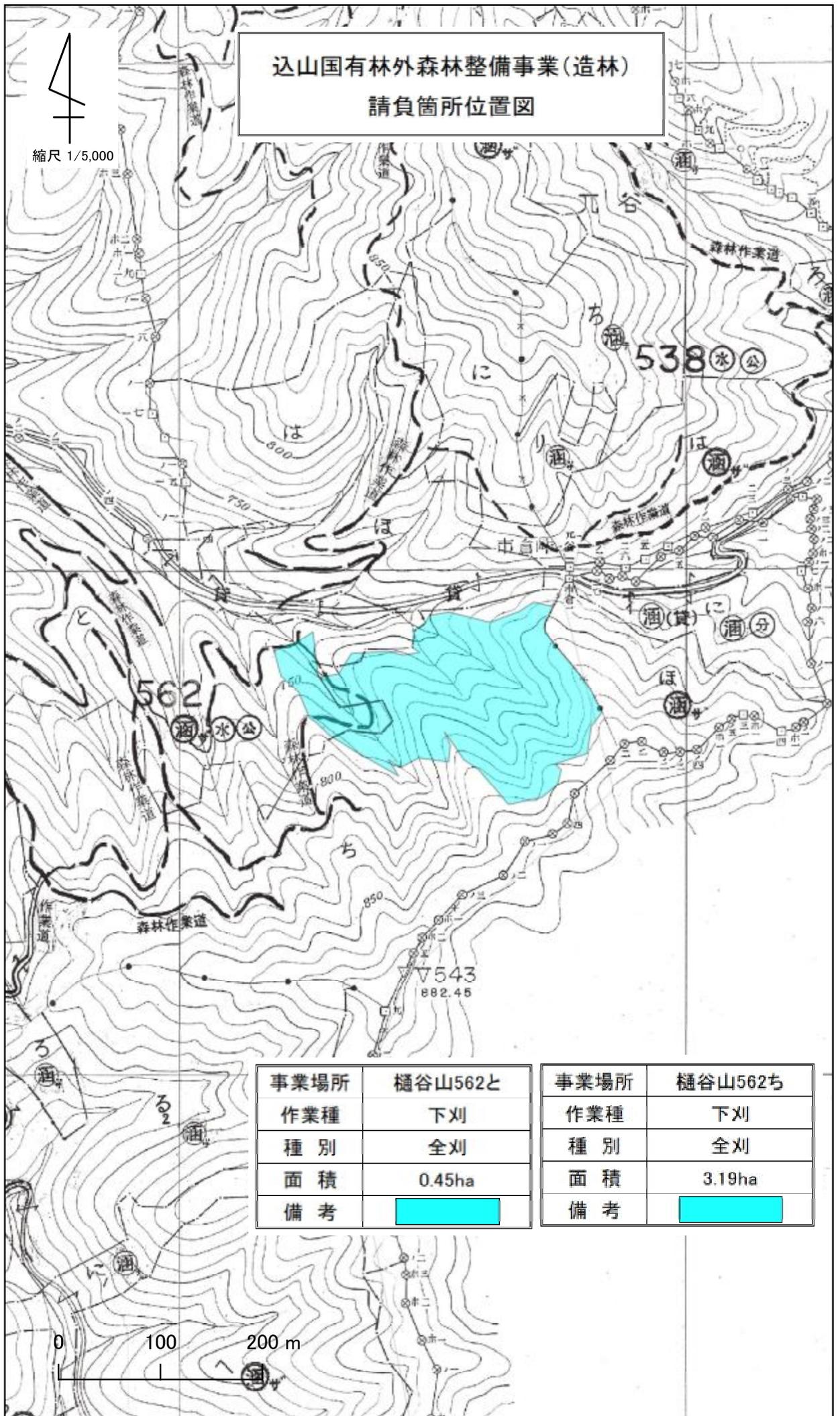
込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

縮尺 1/20,000



込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



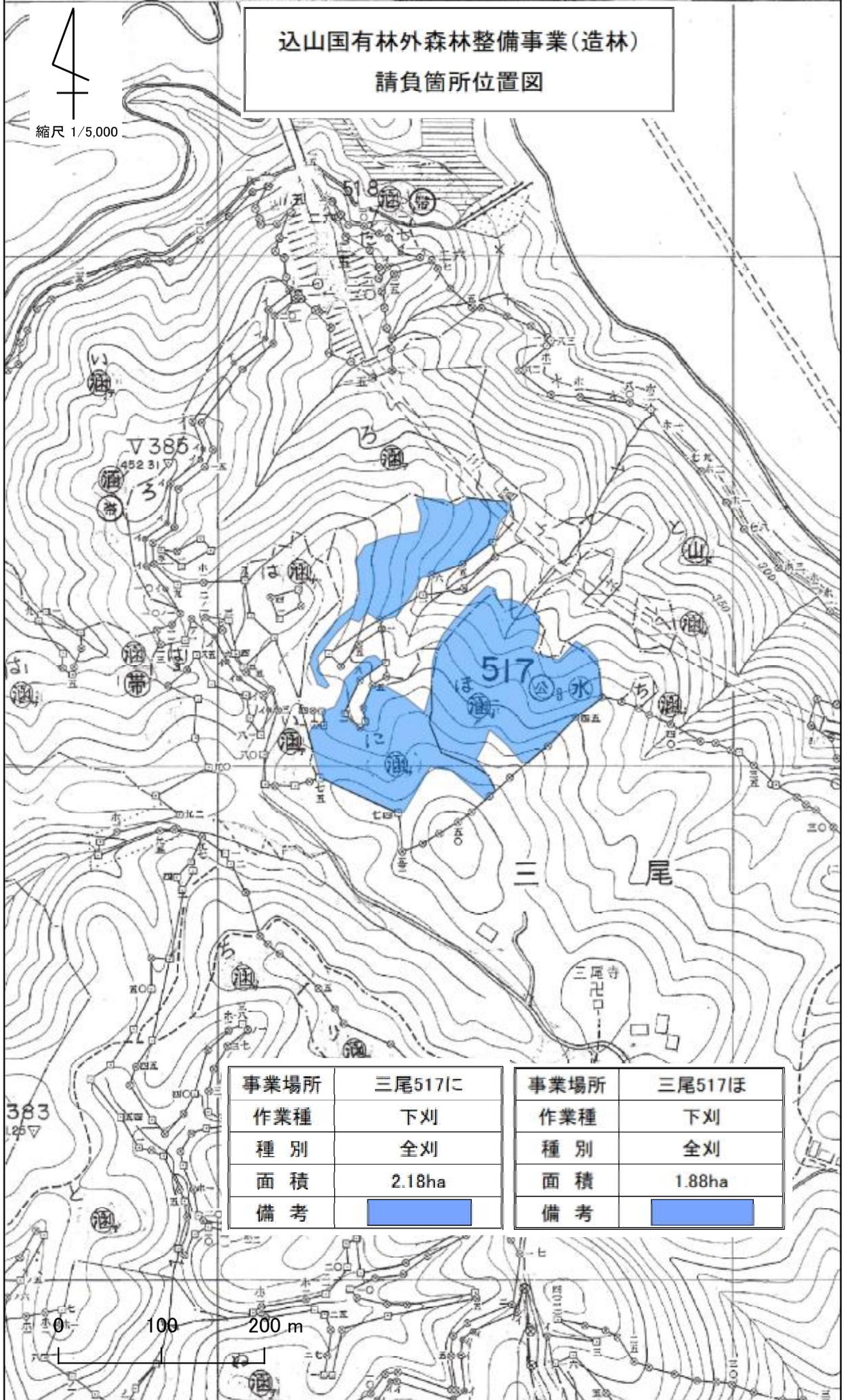
事業場所	樋谷山562と
作業種	下刈
種別	全刈
面積	0.45ha
備考	

事業場所	樋谷山562ち
作業種	下刈
種別	全刈
面積	3.19ha
備考	

# 込山国有林外森林整備事業(造林)

## 請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

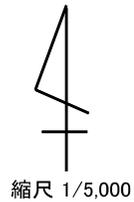


事業場所	三尾517に
作業種	下刈
種別	全刈
面積	2.18ha
備考	

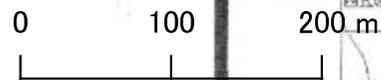
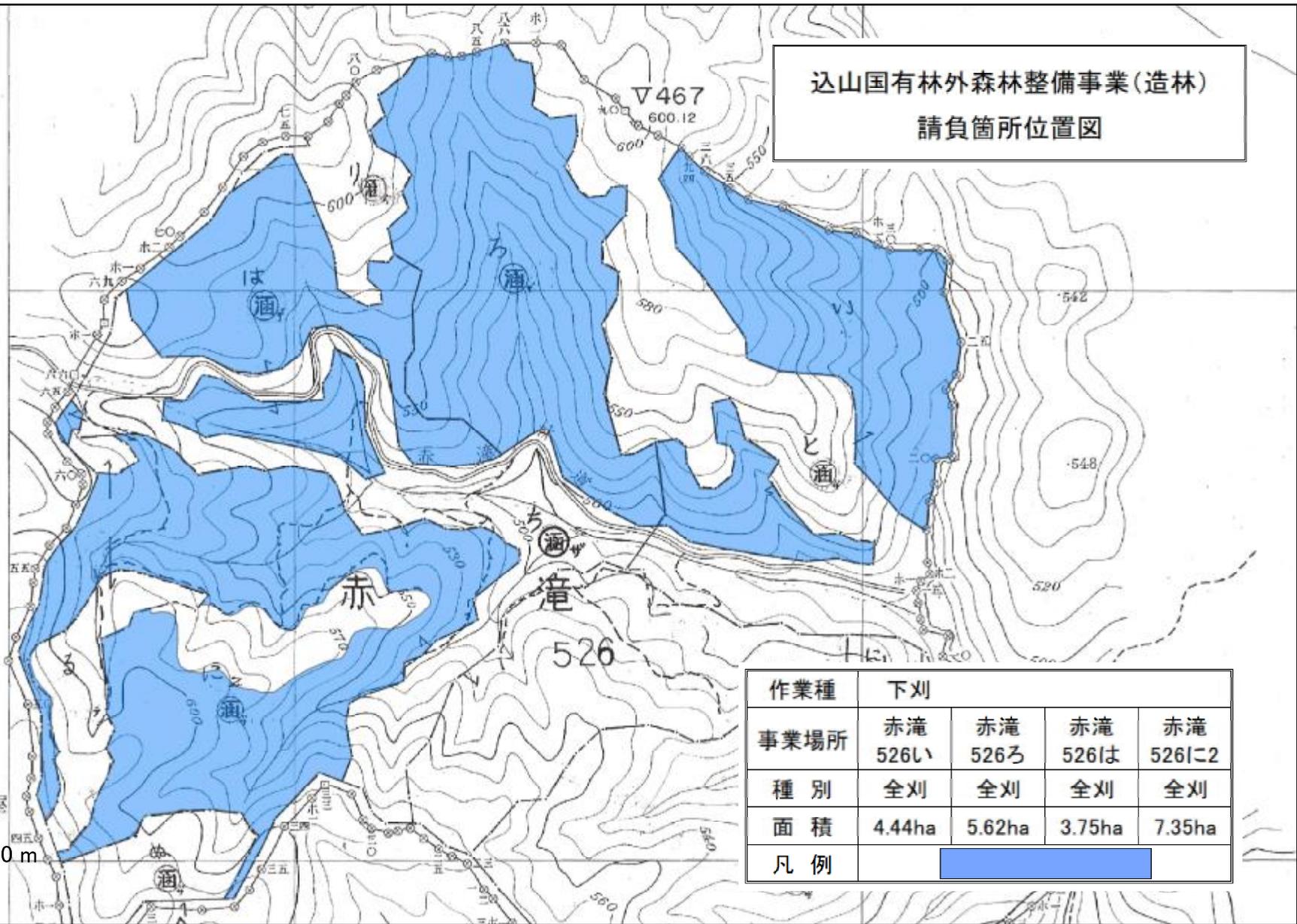
事業場所	三尾517ほ
作業種	下刈
種別	全刈
面積	1.88ha
備考	

込山国有林外森林整備事業(造林)

請負箇所位置図



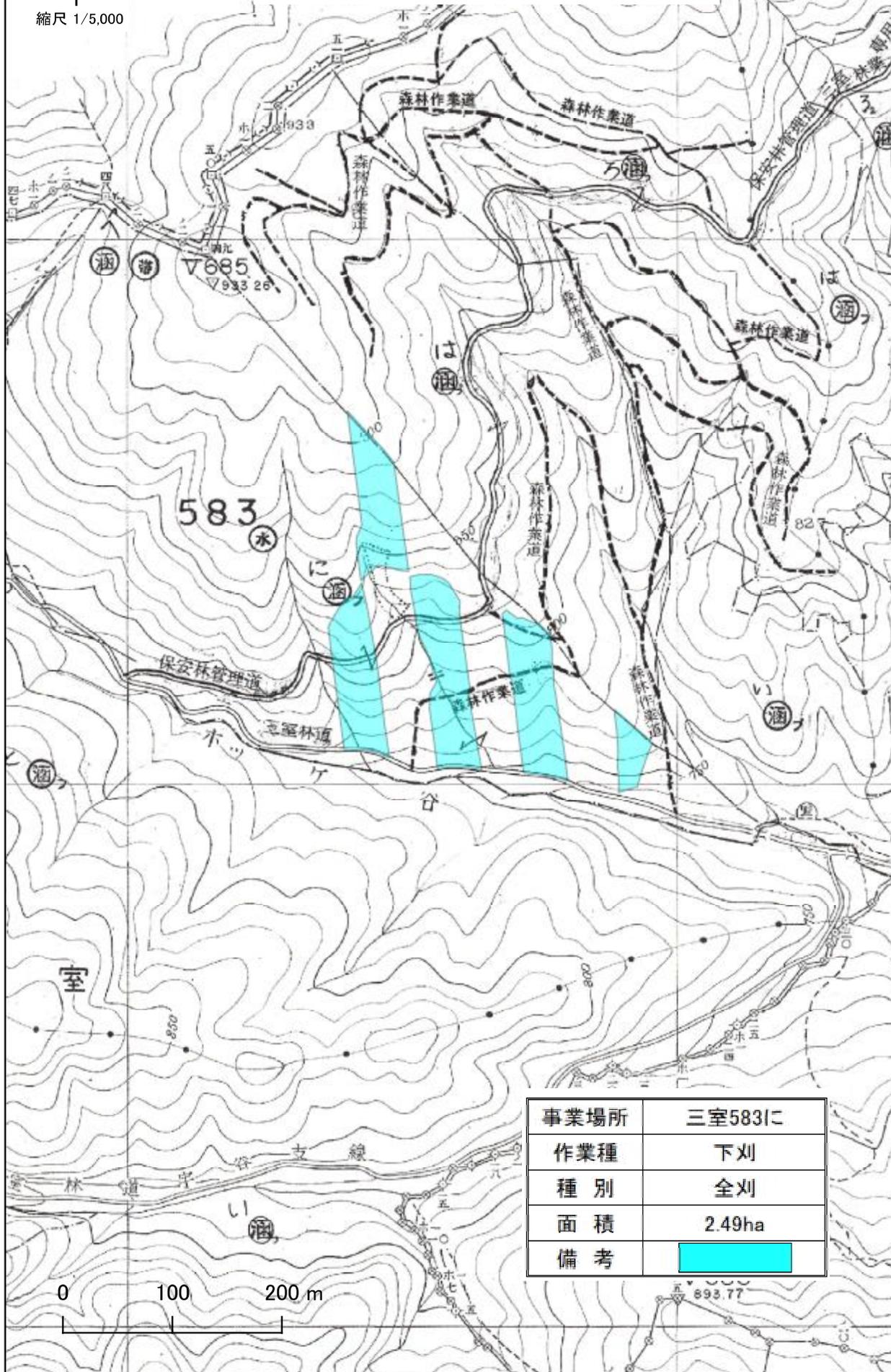
縮尺 1/5,000



作業種	下刈			
事業場所	赤滝 526い	赤滝 526ろ	赤滝 526は	赤滝 526に2
種別	全刈	全刈	全刈	全刈
面積	4.44ha	5.62ha	3.75ha	7.35ha
凡例				

込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

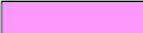
縮尺 1/5,000

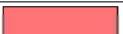


事業場所	三室583に
作業種	下刈
種別	全刈
面積	2.49ha
備考	

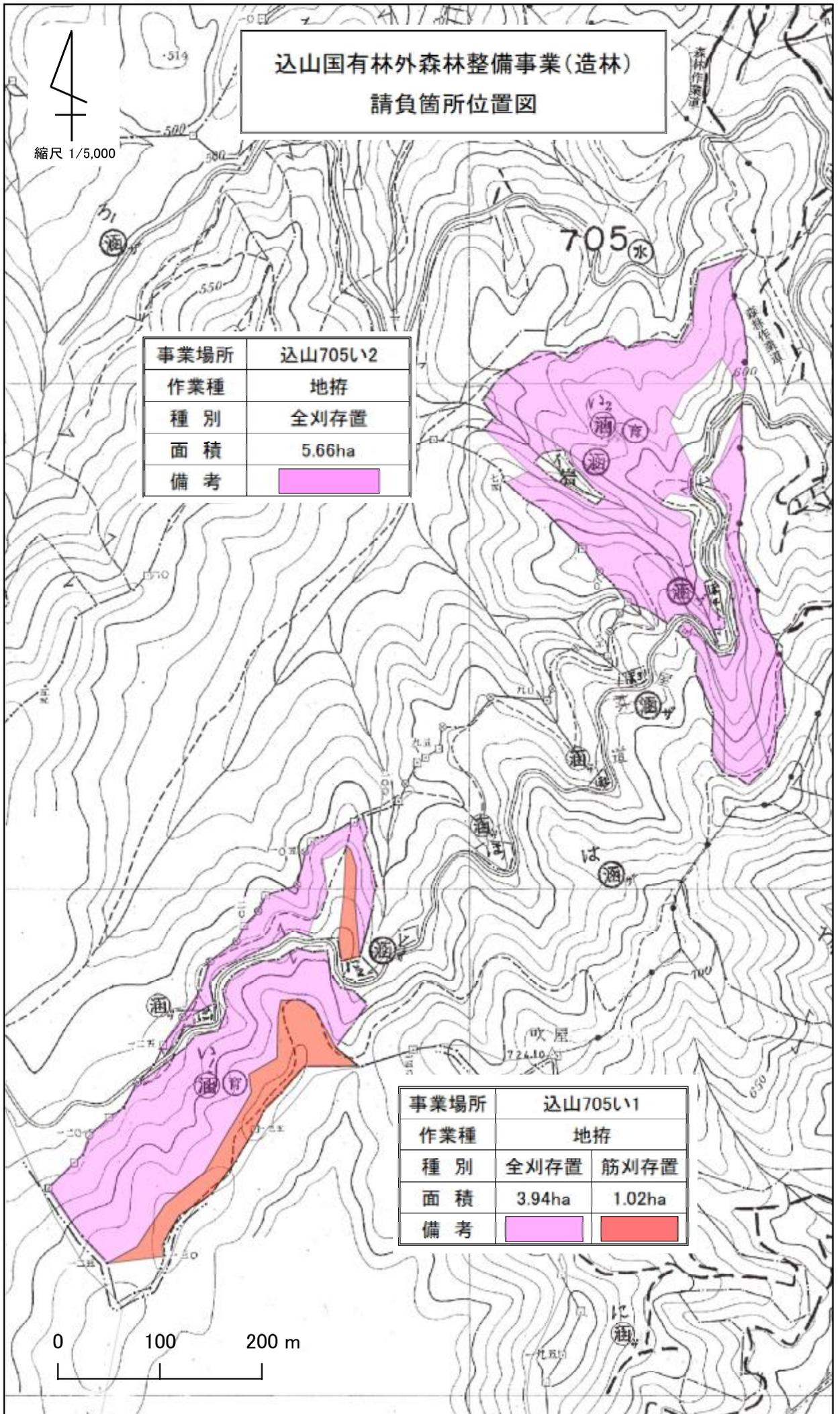
込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

事業場所	込山705い2
作業種	地拵
種別	全刈存置
面積	5.66ha
備考	

事業場所	込山705い1	
作業種	地拵	
種別	全刈存置	筋刈存置
面積	3.94ha	1.02ha
備考		

0 100 200 m



込山国有林外森林整備事業(造林)

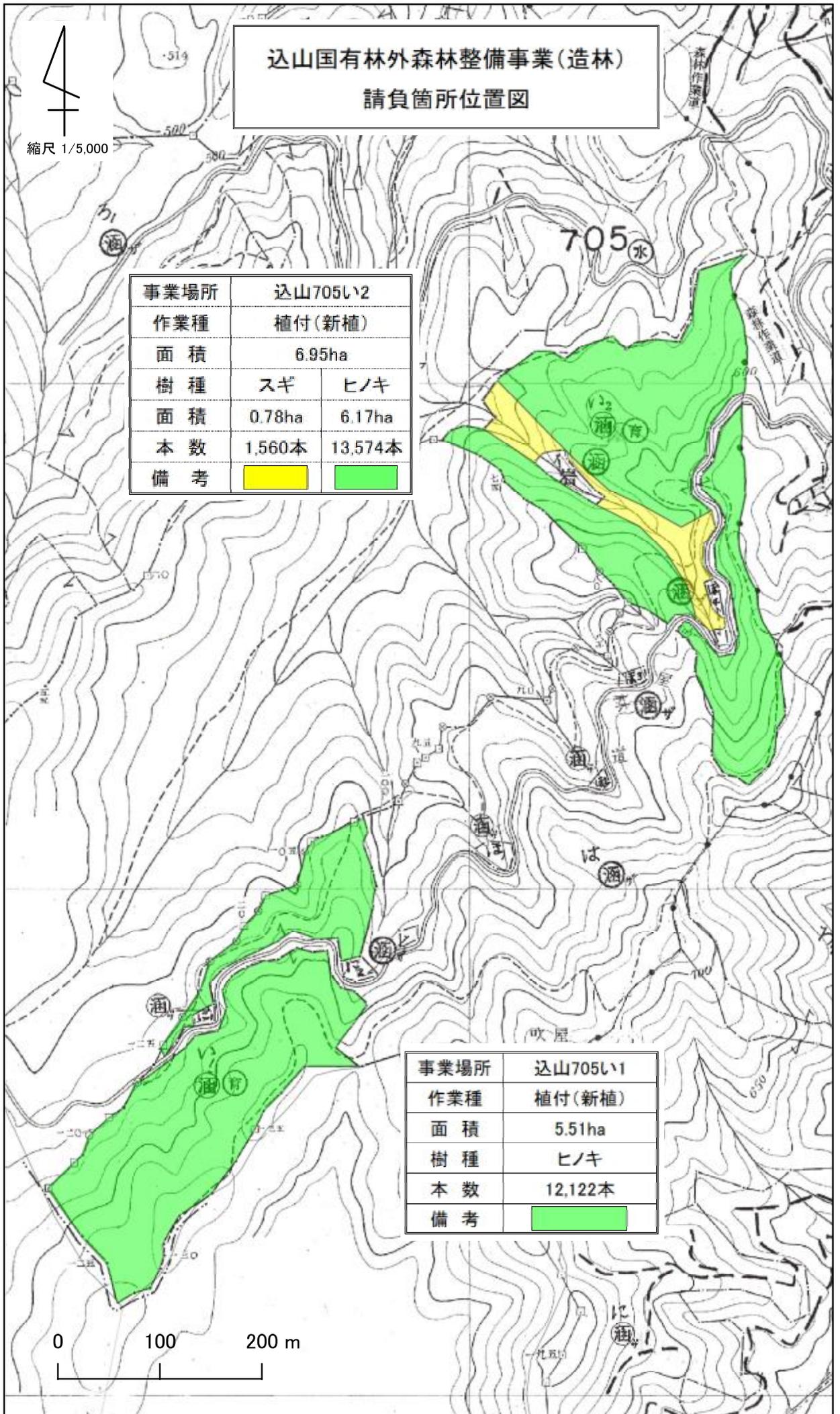
請負箇所位置図

縮尺 1/5,000

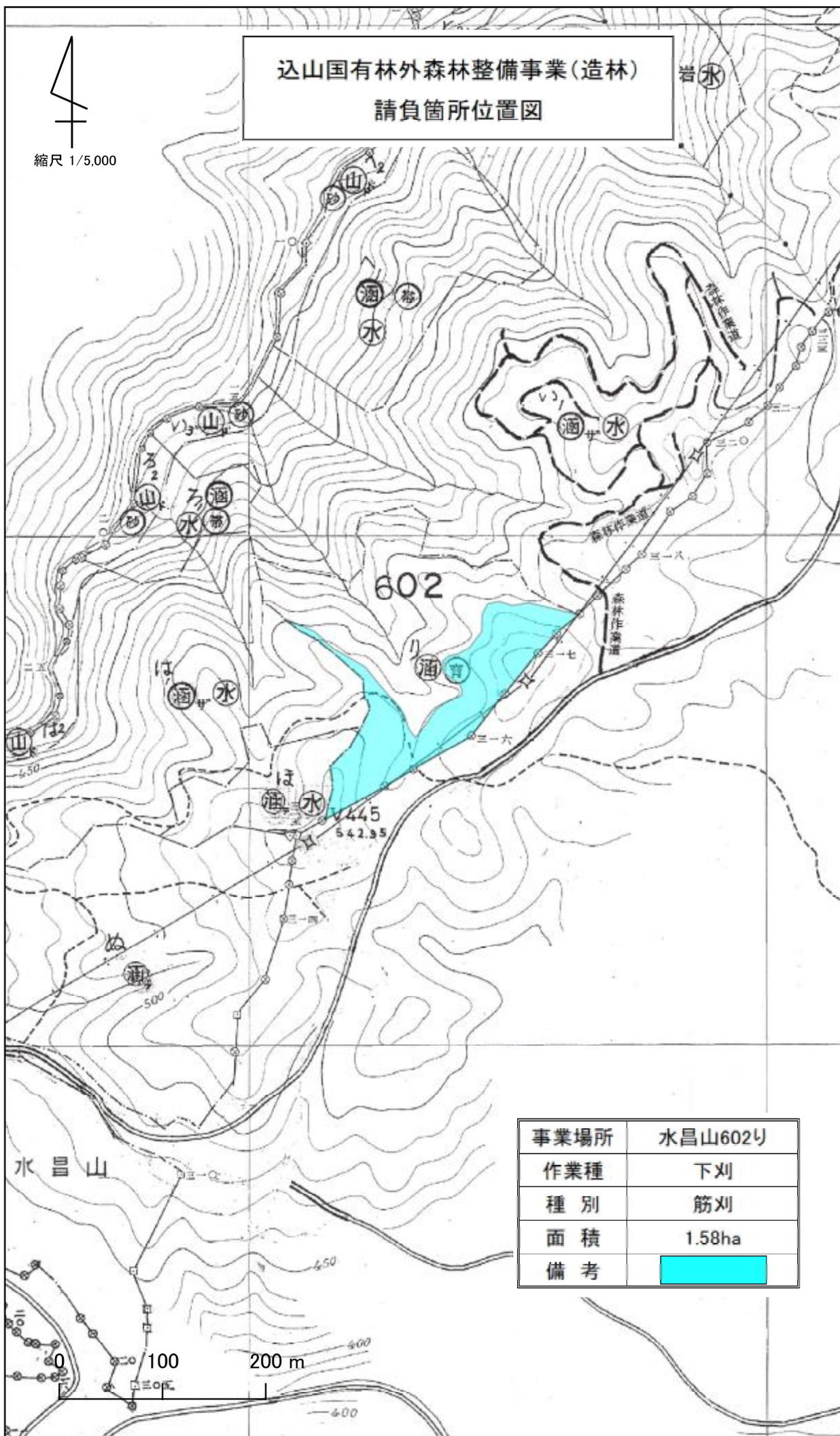
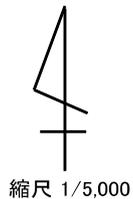
事業場所	込山705い2	
作業種	植付(新植)	
面積	6.95ha	
樹種	スギ	ヒノキ
面積	0.78ha	6.17ha
本数	1,560本	13,574本
備考		

事業場所	込山705い1	
作業種	植付(新植)	
面積	5.51ha	
樹種	ヒノキ	
本数	12,122本	
備考		

0 100 200 m



込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

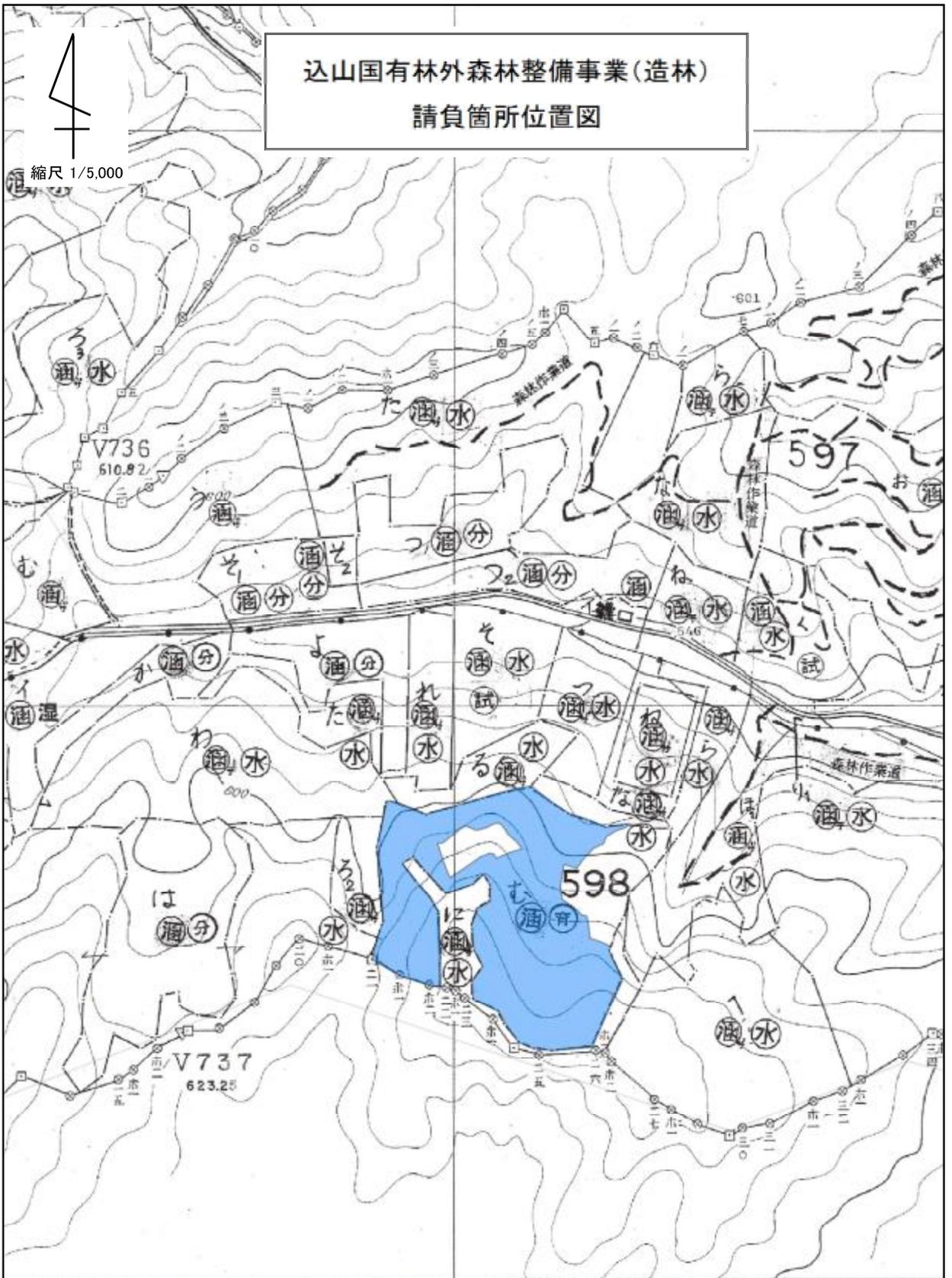


事業場所	水昌山602㍿
作業種	下刈
種別	筋刈
面積	1.58ha
備考	

込山国有林外森林整備事業(造林)

請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



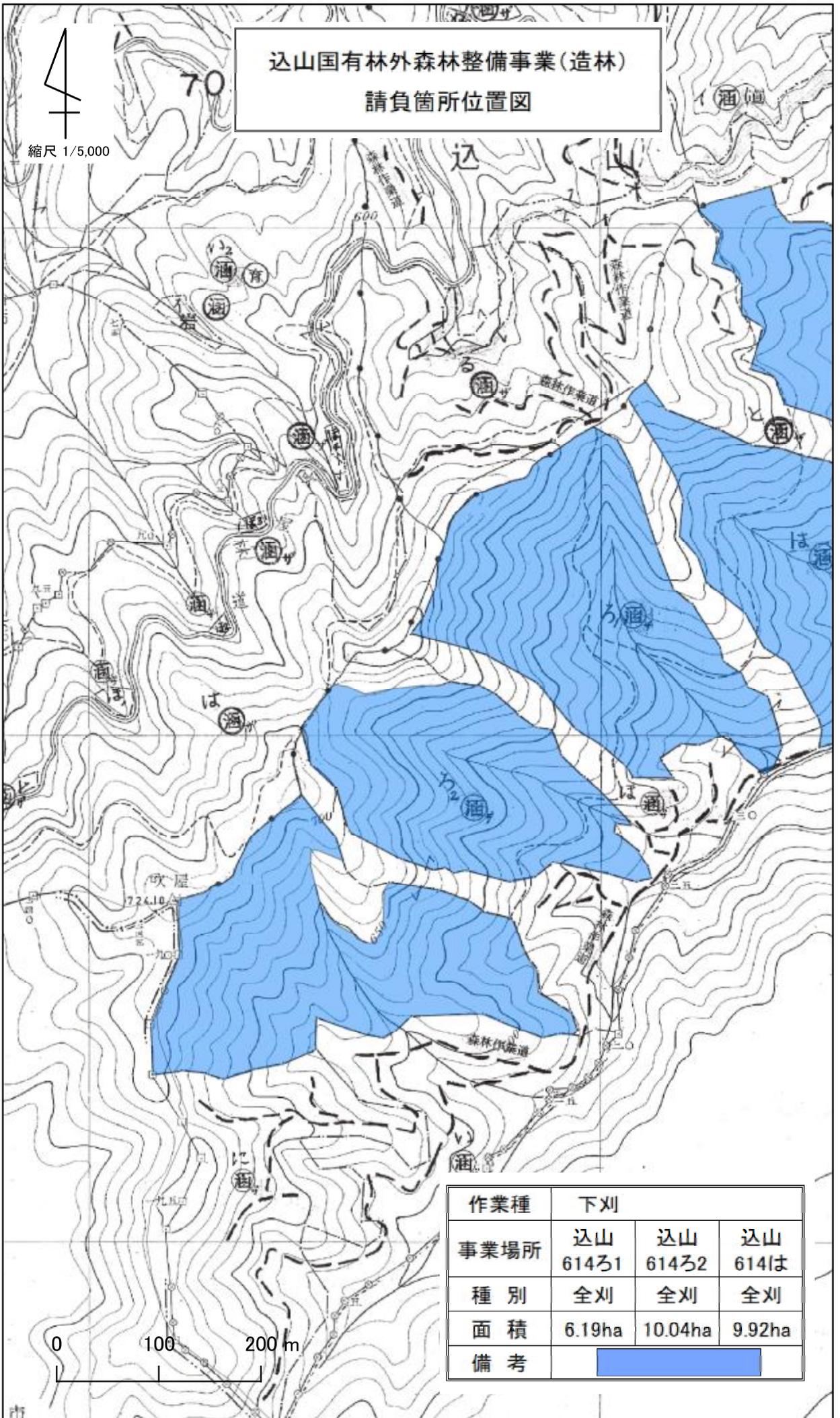
事業場所	釜谷598む
作業種	下刈
種別	全刈
面積	2.87ha
備考	

0 100 200 m

込山国有林外森林整備事業(造林)

請負箇所位置図

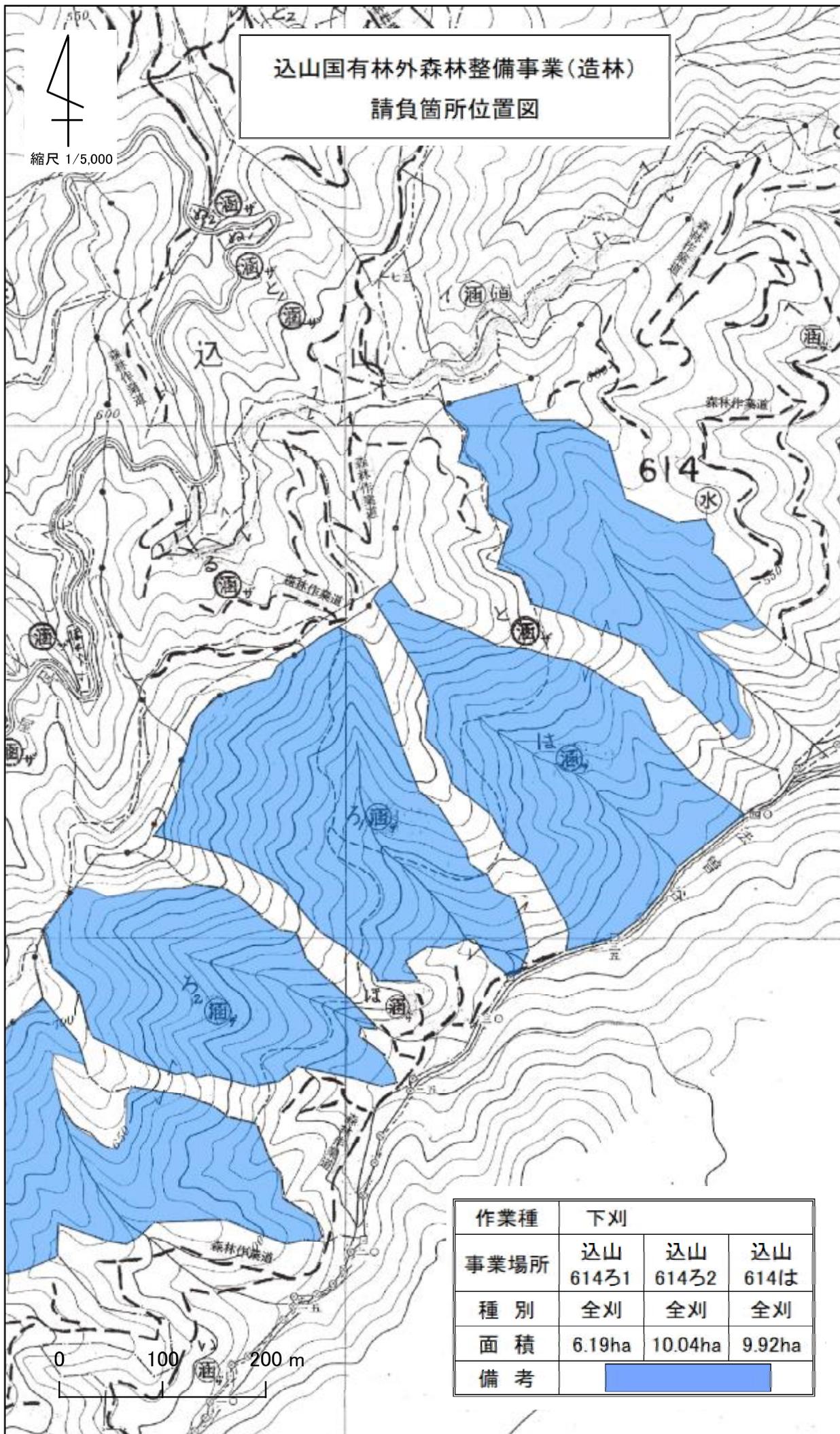
縮尺 1/5,000



作業種	下刈		
事業場所	込山 614ろ1	込山 614ろ2	込山 614は
種別	全刈	全刈	全刈
面積	6.19ha	10.04ha	9.92ha
備考	[Redacted]		

込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

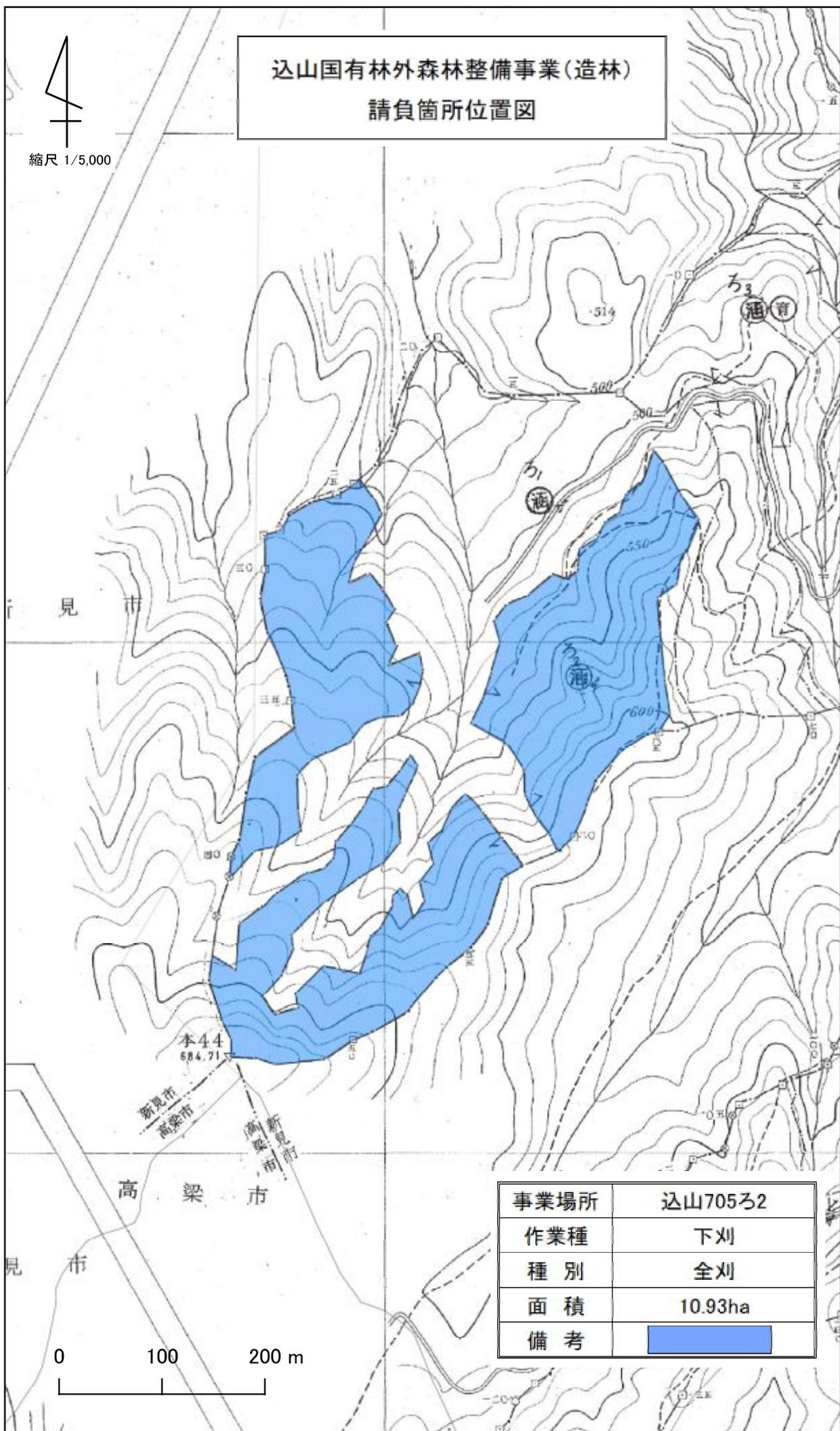
縮尺 1/5,000



作業種	下刈		
事業場所	込山 614ろ1	込山 614ろ2	込山 614は
種別	全刈	全刈	全刈
面積	6.19ha	10.04ha	9.92ha
備考	[Redacted]		

込山国有林外森林整備事業(造林)  
請負箇所位置図

縮尺 1/5,000



事業場所	込山70532
作業種	下刈
種別	全刈
面積	10.93ha
備考	

## 事業名：込山国有林外森林整備事業（造林）

作業種	森林事務所	国有林・林小班	実行数量	事業期間	林分条件	作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離(往復)	通勤時間(往復)	通勤起点
地拵	神代	込山705い1	3.94 ha	契約締結日の翌日～ 令和9年2月10日	中100%	人力・機械併用	31.8 km	55 分	新見市役所哲多支局
		込山705い1	1.02 ha		易100%	人力・機械併用	31.8 km	55 分	新見市役所哲多支局
		込山705い2	5.66 ha		難23% 中77%	人力・機械併用	34.4 km	61 分	新見市役所哲多支局
計			10.62 ha						
植付 (新植)	神代	込山705い1	5.51 ha	契約締結日の翌日～ 令和9年2月10日	中78% 易22%	人力	31.8 km	56 分	新見市役所哲多支局
		込山705い2	6.95 ha		難16% 中84%	人力	34.4 km	61 分	新見市役所哲多支局
計			12.46 ha						
下刈 (筋刈)	神代	水昌山602ㄱ	1.58 ha	令和7年7月1日～ 令和8年8月31日	中100%	人力・機械併用	12.2 km	25 分	新見市役所哲多支局
計			1.58 ha						
下刈 (全刈)	新見	樋谷山562と	0.45 ha	契約締結日の翌日～ 令和8年8月31日	難87% 中13%	人力・機械併用	31.4 km	56 分	新見市役所大佐支局
		樋谷山562ち	3.19 ha		難89% 中11%	人力・機械併用	31.2 km	60 分	新見市役所大佐支局
	新郷	三室583に	2.49 ha		難100%	人力・機械併用	42.0 km	68 分	新見市役所神郷支局
計			6.13 ha						
下刈 (全刈)	刑部	三尾517に	2.18 ha	契約締結日の翌日～ 令和9年2月10日	難100%	人力・機械併用	11.8 km	59 分	真庭市役所北房支局
		三尾517ほ	1.88 ha		難100%	人力・機械併用	11.8 km	51 分	真庭市役所北房支局
		赤滝526い	4.44 ha		難100%	人力・機械併用	17.4 km	71 分	新見市役所大佐支局
		赤滝526ろ	5.62 ha		難88% 中12%	人力・機械併用	17.4 km	57 分	新見市役所大佐支局
		赤滝526は	3.75 ha		難100%	人力・機械併用	17.4 km	70 分	新見市役所大佐支局
		赤滝526に2	7.35 ha		難100%	人力・機械併用	17.4 km	68 分	新見市役所大佐支局
	神代	釜谷598む	2.87 ha	中100%	人力・機械併用	20.8 km	64 分	新見市役所神郷支局	
		込山614ろ1	6.19 ha	難10% 中90%	人力・機械併用	35.4 km	84 分	新見市役所哲多支局	
		込山614ろ2	10.04 ha	難15% 中83% 易2%	人力・機械併用	36.2 km	83 分	新見市役所	
		込山614は	9.92 ha	中94% 易6%	人力・機械併用	35.4 km	84 分	新見市役所哲多支局	
		込山705ろ2	10.93 ha	難3% 中92% 易5%	人力・機械併用	38.2 km	81 分	新見市役所哲多支局	
計			65.17 ha						

## 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
  - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
  - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
  - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
  - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
    - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
    - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
    - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
    - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
  - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
  - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
  - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入札書

入札物件 第 号

事業名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名



# 委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官  
〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 殿

(委任者) 所在地 (住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

## (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

## (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じ適宜追加・修正等 (委任者が任意の様式で作成するものを含む) があっても差し支えない。